

【贈与税の認定を受けている場合で、以下の場合に提出】

後継者が贈与税の納税猶予を受けている期間に、経営承継贈与者（先代）が死亡した場合

※相続税の納税猶予への切替を希望しない場合は提出不要

※贈与税の納税猶予の適用を受けている経営承継受贈者（後継者）ごとに提出必要

様式第 17

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 2 項の規定による

確認申請書

提出年月日を和暦か西暦で記載

※経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から 8 か月以内に提出

東京都知事宛

令和 8 年 3 月 1 日

東京都知事 殿

郵便番号 163-80XX

会社所在地 東京都新宿区西新宿
X 丁目 X 番 X 号

会社名 株式会社 東京都産労

電話番号 03-5320-XXXX

代表者の氏名 代表取締役 東京 後継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）
第 13 条第 1 項（当該規定が準用される場合を含む。）の規定により、以下の確認を受けた
いので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の種別について

申請者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者等 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者等 <input checked="" type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者等 <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者等
認定年月日及び番号	令和 4 年 12 月 15 日（4 産労商支認 XX 号）

2 経営承継受贈者について

経営承継贈与者の相続の開始の時点における総株主等議決権数	(a) 10,000 個
氏名	東京 後継
住所	東京都新宿区西新宿 Y 丁目 Y 番 Y 号

経営承継贈与者の相続の開始の直前における経営承継贈与者との関係		<input checked="" type="checkbox"/> 直系卑属 <input type="checkbox"/> 直系卑属以外の親族 <input type="checkbox"/> 親族外	
経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		(b)+(c)	9,555 個
		((b)+(c))/(a)	95.5 %
経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける保有議決権数及びその割合		(b)	8,000 個
		(b)/(a)	80.0 %
経営承継贈与者の相続の開始の日における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	東京産労ホールディングス(株)	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号	(c) 1,555 個 (c)/(a) 15.5 %

小数点第二位以下切り捨て(以下同じ)

3 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*1)の発行の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 拒否権付株式(黄金株)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(*1)を発行している場合にはその保有者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)
	後継者以外が有している場合、認定取消事由に該当	

4 認定中小企業者について

主たる事業内容	アルミ製品製造業	
資本金の額又は出資の総額	50,000,000 円	
経営承継贈与者(当該認定中小企業者の認定贈与株式を中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。以下同じ。)の相続の開始の日	令和 7 年 11 月 10 日	
経営承継贈与者の	(a)+(b)+(c)-(d)	10 人
相続の開始の時に	厚生年金保険の被保険者の数 70 歳未満	(a) 10 人
における常時使用する従業員の数	厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数 70 歳以上 75 歳未満	(b) 1 人
	厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数 75 歳以上	(c) 1 人
	役員(使用人兼務役員を除く。)の数	(d) 2 人

経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）における特定資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分（*2）を除く。）			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げ			(11) 円	(22) 円

例：事業実態要件を満たしている場合
(1)～(30) 記入省略可

	る者をいう。) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産				
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(28)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円		
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(29) 円		
経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の5年間(贈与の日前の期間を除く。)に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(25) 円		
		損金不算入となる給与	(26) 円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(27)=[(23)+(25)+(26)]/[(24)+(25)+(26)] %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に対する割合	(30)=(28)/(29) %		
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)			XXX,XXX,XXX 円		

5 やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃

6 相続の開始の時における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名	株式会社産労		
会社所在地	東京都新宿区西新宿 Z 丁目 Z 番 Z 号		
主たる事業内容	運送業		
総株主等議決権数	(a)	100 個	
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	産労 太郎	東京都千代田区大手町 X 丁目 Y 番 Z 号	(b) 100 個 (b)/(a) 100 %

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- ② 本様式における第一種特別贈与認定中小企業者等に係る規定は、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特例贈与認定中小企業者等及び第二種特例贈与認定中小企業者等について準用する。なお、本様式において「認定中小企業者等」、「経営承継受贈者」、「経営承継贈与者」又は「認定贈与株式」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。
- ③ 報告書の写し及び施行規則第 13 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
- ④ 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハマまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- ⑤ 経営承継贈与者（当該経営承継贈与者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をする前に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をしている場合にあつては、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該第一種特別贈与認定中小企業者等の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。）の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあつては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であつて、同項第 3 号イからハマまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- ② 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ③ 「(*1)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ④ 「特定資産等」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第 6 条第 2 項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- ⑤ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第 34 条及び第 36 条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与

(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)

- ⑥ 「総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)」については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- ⑦ 「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。
- ⑧ 「特別子会社」については、相続の開始の時に申請者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。